

# 犬の登録手続きが一部変わります

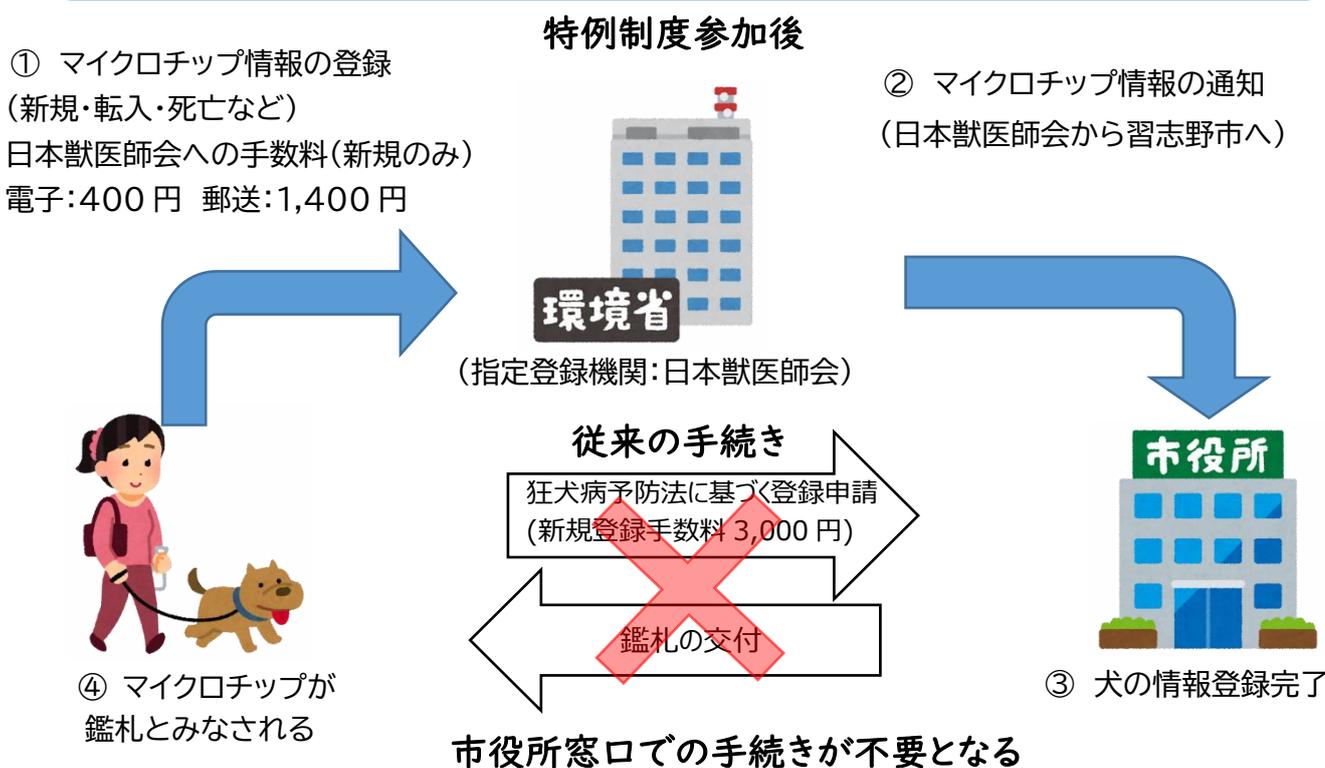
## (狂犬病予防法の特例・マイクロチップ登録制度について)

動物の愛護及び管理に関する法律の一部改正により、令和4年6月1日からブリーダーやペットショップ等で販売される犬は、マイクロチップの装着が義務化され、これに伴い「狂犬病予防法の特例制度」が始まりました。

習志野市では、**令和6年4月1日**からこの特例制度に参加します。

これにより、**令和6年4月1日**以降に、環境省の指定登録機関(公益社団法人 日本獣医師会)にマイクロチップの情報登録を完了した犬については、市が機関より登録されたデータの提供を受けられ、また、マイクロチップが鑑札とみなされるため、窓口で登録手続きをする必要がなくなります。

### 特例制度参加後のマイクロチップ装着犬の登録手続きの流れ(令和6年4月1日～)



### 犬猫等販売業者(ブリーダー、ペットショップ)の方へ

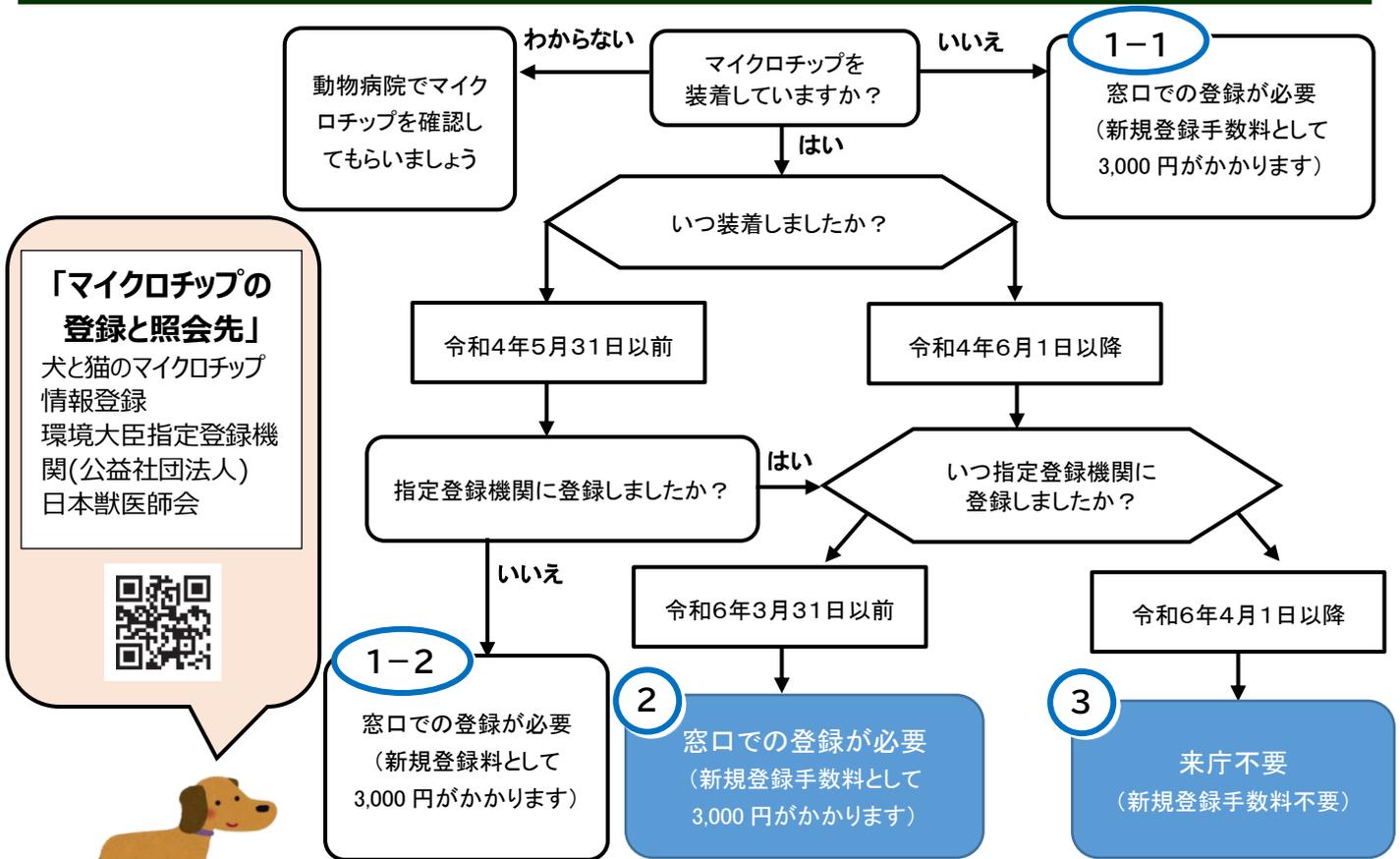
販売する犬猫へのマイクロチップの装着	義務
マイクロチップ情報の登録 (指定登録機関)	義務
習志野市への犬の登録 (狂犬病予防法)	① 令和6年4月1日以降に指定登録機関に情報登録した場合 ➡ <b>来庁不要(登録手数料:無料)</b>
	② 令和6年3月31日以前に指定登録機関に情報登録した場合 ➡ <b>窓口での手続きが必要(登録手数料:3,000円)</b>

【マイクロチップの登録・照会先はこちら】  
犬と猫のマイクロチップ情報登録

環境大臣指定登録機関  
公益社団法人 日本獣医師会



# 犬の登録手続き(令和6年4月1日以降)



**「マイクロチップの登録と照会先」**  
 犬と猫のマイクロチップ情報登録  
 環境大臣指定登録機関(公益社団法人) 日本獣医師会



	1-1	1-2	②	③
指定登録機関へのマイクロチップ登録	—	努力義務	登録済み	必要 ※購入等により、登録後所有者が変更した場合は変更登録が必要。
習志野市への犬の登録	必要(登録手数料 3,000円)	必要(登録手数料 3,000円)	必要(登録手数料 3,000円)	不要 ※市は指定登録機関から通知を受け、原簿に登録します。(登録手数料 無料)
鑑札の装着	必要(装着義務)	必要(装着義務)	必要(装着義務)	不要 (マイクロチップがみなし鑑札)
死亡届、変更届 (飼い主の住所・氏名・犬の所在地)	習志野市へ届出	指定登録機関へ届出 (習志野市への届出は不要) ※所有者の変更登録をすると、鑑札の装着は不要となりますので、鑑札を習志野市へ返却してください。	指定登録機関へ届出 (習志野市への届出は不要)	指定登録機関へ届出 (習志野市への届出は不要)
習志野市以外の市町村へ犬を転出させる場合は、転出先の自治体での手続きが必要です。手続きの方法は、転出先の自治体へお問い合わせください。				

令和4年6月1日以降にマイクロチップを装着した場合、マイクロチップが装着された犬を購入した場合は、環境省の指定登録機関(公益社団法人 日本獣医師会:犬と猫のマイクロチップ情報登録)への登録が義務付けられています。